

都道府県・政令指定都市における調査・測量・設計等
委託業務に関する調査結果

平成 16 年 3 月 19 日

(財)建設経済研究所

(お問い合わせ先)
財団法人建設経済研究所
常務理事 鈴木 一
研究員 安本由香
(電話)03 - 3433 - 5011
(FAX)03 - 3433 - 5239
(Eメール)yasumoto@rice.or.jp

都道府県・政令指定都市における調査・測量・設計等委託業務に関する調査結果（要約）

調査の概要

1. 目的

本調査は、地方公共団体のうち都道府県・政令指定都市を対象に、主として委託企業の選定方法(資格審査、入札方式等)業務終了時の評価や瑕疵責任及び保険の状況、建設CALS/ECの取組状況等について、その実態を把握することを目的として行ったものである。

2. 調査対象

都道府県 47 機関

政令指定都市 13 機関

3. 調査時期；平成 15 年 11 月 10 日～平成 15 年 12 月 1 日

回答は、平成 15 年 10 月 31 日時点における状況

4. 回収状況

都道府県 43 機関 (91.5%)

政令指定都市 13 機関 (100.0%)

主な調査結果

(1) 一般競争入札（公募型競争入札）の実施状況

- ・ W T O 政府調達協定対象業務を除く業務への実施は 5 団体と限られている。

(2) 指名競争における指名基準

- ・ 都道府県・政令指定都市ともに「所在地に関する条件」が最も多く、次いで「業務実績（他団体を含む）」となっている。

(3) 企業の格付け（等級区分）・順位付け

- ・ 格付けは 8 団体 (14.3%) 順位付けは 2 団体 (3.6%) と、実施団体は限られている。
- ・ 実施理由としては「技術や経営力に優れた企業を適正に評価するため」が主として挙げられている。

(4) 価格だけによらない企業選定方式（プロポーザル方式・コンペ方式・QBS方式）

- ・ プロポーザル方式の導入は、特に「建築コンサルタント」で進んでおり、本格導入 23 団体（41.1%）、試行導入 14 団体（25.0%）、次いで「土木コンサルタント」で、本格導入 8 団体（14.3%）、試行導入 20 団体（35.7%）となっている。
- ・ プロポーザル方式を全く導入していない団体は 11 団体見られ、その理由としては「審査体制を整えられない」、「ふさわしい業務が無い」等が挙げられている。
- ・ コンペ方式については「実施要領等未策定で、検討もしていない」団体が多い（29 団体、51.8%）が、本格実施している団体も 9 団体（16.1%）見られる。
- ・ 資質評価方式（QBS方式）の本格導入は見られず、試行導入しているのも群馬県のみとなっている。

(5) 企業の選定・比較について

- ・ 企業選定時に利用する情報としては「競争参加資格審査申請書類記載情報」（9割内外）、「内部に独自のデータ保有」（5割弱）、「TECRIS」（2～3割）等となっている。

(6) 業務完了時の評価

- ・ 業務完了時に評価する制度があるか否かについては二分されているが、政令指定都市の方が評価制度設定の割合が高く 69.2%、都道府県は 44.2%となっている。
- ・ 評価基準については、都道府県、政令指定都市ともに内部基準が最も多い。

(7) 瑕疵責任及び保険について

- ・ 契約約款への瑕疵担保に関する記載は、ほとんどの団体でなされており（52 団体、92.9%）、政令指定都市では全ての団体で記載となっている。
- ・ 受注者の債務不履行に備えて契約の保証を必要としているか否かについては、全体としては約半数の団体で、政令指定都市に限ってみると約 7 割の団体で必要となっている。
- ・ 建築設計事務所を対象として、競争参加資格申請時に賠償責任保険加入の有無を把握している団体は 3 団体のみとなっている。

(8) 地元企業への発注（金額ベース）

- ・ 測量及び建築コンサルタントの分野では比較的地元企業への発注の割合が高い。
- ・ 年度予算の半額以上を地元企業への発注に費やしている団体は、最も割合の高い測量では無回答を除く全ての団体であるが、最も割合の低い土木コンサルタントでは 1/3 程度と分野により差が見られる。

(9) 最低制限価格制度

- ・ 制度採用は5団体(8.9%)のみであり、うち2団体は平成15年度からの採用となっている。

(10) 低入札価格調査制度

- ・ 制度採用は10団体(試行2団体を含む)(17.9%)であるが、調査対象をWTO政府調達協定対象案件のみとしている団体や、平成15年度から低入札価格調査制度を導入した団体等が多かったため、平成14年度発注において調査対象案件を設定したのは2団体のみで、いずれも失格となった案件は無かった。

(11) 委託分野への電子納品及び電子入札の導入

- ・ 電子納品の状況については、一部導入が10団体(試行1団体含む)(17.8%)、準備中が30団体(53.6%)となった。
- ・ 電子入札については、(全面的な)導入は2団体(3.6%)に留まったが、導入済みから整備中までを含めると32団体(57.1%)と半数以上が何らかの取組みを行っている結果となった。

目 次

| | |
|----------------------------------|--------|
| . 調査の概要 | ・ ・ 1 |
| . 調査結果 | |
| （１） 一般競争入札（公募型競争入札）の実施状況及び入札参加資格 | ・ ・ 2 |
| （２） 指名競争における指名基準 | ・ ・ 3 |
| （３） 企業の格付け（等級区分）・順位付け | ・ ・ 5 |
| （４） 価格だけによらない企業選定方式 | ・ ・ 6 |
| （５） 企業の選定・比較について | ・ ・ 10 |
| （６） 業務完了時の評価 | ・ ・ 11 |
| （７） 瑕疵責任及び保険について | ・ ・ 11 |
| （８） 地元企業への発注 | ・ ・ 13 |
| （９） 最低制限価格制度 | ・ ・ 14 |
| （１０） 低入札価格調査制度 | ・ ・ 15 |
| （１１） 委託分野への電子納品及び電子入札の導入 | ・ ・ 16 |
| * 参 考（予定価格に応じた手続分類） | ・ ・ 17 |

調査の概要

1. 目的

本調査は、地方公共団体のうち都道府県・政令指定都市を対象に、主として委託企業の選定方法(資格審査、入札方式等)業務終了時の評価や瑕疵責任及び保険の状況、建設CALS/ECの取組状況等について、その実態を把握することを目的として行った。

調査の具体的項目としては、一般競争入札(公募型競争入札)の実施状況や指名基準、企業の格付け・順位付けの実施状況、価格だけによらない企業選定方式(プロポーザル方式・コンペ方式・QBS方式)の実施状況、企業選定時に利用する情報、地元企業への発注割合、等である。

2. 調査方法

郵送による

3. 調査対象

都道府県 47機関

政令指定都市 13機関

4. 調査時期

平成15年11月10日～平成15年12月1日

回答は、平成15年10月31日時点における状況

5. 回収状況

都道府県 43機関(91.5%)

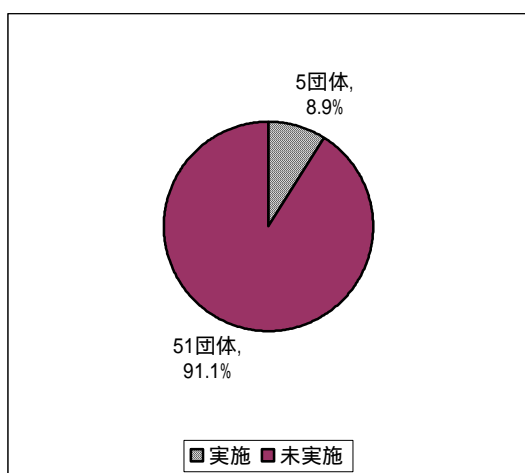
政令指定都市 13機関(100.0%)

調査結果

(1) 一般競争入札（公募型競争入札）の実施状況及び入札参加資格

図表 1 は、都道府県・政令指定都市における一般競争入札（公募型競争入札）の実施状況を示している。実施している団体（WTO 政府調達協定対象業務を除く）は 5 団体と一割に満たない（図表 1）。入札参加資格としては「配置予定技術者の資格、業務の経験」や「所在地に関する条件」等が見られる。（図表 2）

図表 1 一般（公募型）競争入札実施状況



図表 2 入札参加資格（複数回答有）

| 入札参加資格 | 団体数 |
|--------------------------------|-----|
| 配置予定技術者の資格、業務の経験 | 5 |
| 所在地に関する条件 | 4 |
| 同種、類似の業務実績（自団体のみ） | 3 |
| 同種、類似の業務実績（他団体含む） | 3 |
| 納税状況 | 3 |
| 地質調査業務の場合、国交省地質調査登録の有無 | 3 |
| 土木コンサルタントの場合、国交省建設コンサルタント登録の有無 | 2 |
| 年平均実績高 | 1 |
| 自己資本額 | 0 |
| その他 | 3 |

(2) 指名競争における指名基準

図表3は、都道府県・政令指定都市における指名基準を示している。

都道府県・政令指定都市ともに「所在地に関する条件」が最も多く、次いで「業務実績（他団体を含む）」となっている。なお、委託業務における指名基準と一般土木・建築における指名基準とは同様の傾向となっている（参考資料1）。

図表3 指名基準（複数回答有）

| | 合計 | | 都道府県 | | 政令市 | |
|----------------------------------|-----|----------|------|----------|-----|----------|
| | 団体数 | 割合 | 団体数 | 割合 | 団体数 | 割合 |
| 本店(本社)又は支店(営業所)を限定的な地域内に有する者 | 46 | (82.1%) | 34 | (79.1%) | 12 | (92.3%) |
| 他団体を含む公共事業において実績(同種、類似)のある者 | 44 | (78.6%) | 34 | (79.1%) | 10 | (76.9%) |
| 手持業務の状況 | 37 | (66.1%) | 30 | (69.8%) | 7 | (53.8%) |
| 資団体発注事業の実績(同種、類似)のある者 | 36 | (64.3%) | 28 | (65.1%) | 8 | (61.5%) |
| 土木コンサルタント業務の場合、国交省建設コンサルタント登録の有無 | 24 | (42.9%) | 17 | (39.5%) | 7 | (53.8%) |
| 地質調査業務の場合、国交省地質調査登録の有無 | 24 | (42.9%) | 15 | (34.9%) | 9 | (69.2%) |
| 資本金等の財務状況 | 13 | (23.2%) | 7 | (16.3%) | 6 | (46.2%) |
| 納税状況 | 10 | (17.9%) | 4 | (9.3%) | 6 | (46.2%) |
| 過去の業務における技術者個人の実績(又は担当した業務成績) | 9 | (16.1%) | 5 | (11.6%) | 4 | (30.8%) |
| ISO9000s認証取得 | 7 | (12.5%) | 5 | (11.6%) | 2 | (15.4%) |
| ISO14000s認証取得 | 6 | (10.7%) | 4 | (9.3%) | 2 | (15.4%) |
| 合計 | 56 | - | 43 | - | 13 | - |

参考資料1 一般土木・建築工事における指名基準（複数回答有）(平成14年度)

(単位:団体)

| | 全体 | | 都道府県 | | 政令指定都市 | | 中核市 | | 市 | | 特別区 | |
|-------------------------|-----|-------|------|-------|--------|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| | 団体数 | 比率 | 団体数 | 比率 | 団体数 | 比率 | 団体数 | 比率 | 団体数 | 比率 | 団体数 | 比率 |
| 所在地に関する条件 | 245 | 86.6% | 40 | 85.1% | 11 | 100.0% | 25 | 89.3% | 151 | 86.3% | 18 | 81.8% |
| 施工実績(他団体含む) | 193 | 68.2% | 37 | 78.7% | 8 | 72.7% | 22 | 78.6% | 109 | 62.3% | 17 | 77.3% |
| JV発注工事において地元企業を構成員に含むこと | 127 | 44.9% | 26 | 55.3% | 9 | 81.8% | 14 | 50.0% | 67 | 38.3% | 11 | 50.0% |
| 法的整理中にある企業の除外 | 121 | 42.8% | 30 | 63.8% | 9 | 81.8% | 11 | 39.3% | 61 | 34.9% | 10 | 45.5% |
| 施工実績(自団体のみ) | 113 | 39.9% | 18 | 38.3% | 6 | 54.5% | 11 | 39.3% | 72 | 41.1% | 6 | 27.3% |
| 地域内企業への経営事項審査加点 | 20 | 7.1% | 0 | 0.0% | 2 | 18.2% | 1 | 3.6% | 15 | 8.6% | 2 | 9.1% |
| 災害時等への対応度・協力 | 13 | 4.6% | 1 | 2.1% | 1 | 9.1% | 0 | 0.0% | 10 | 5.7% | 1 | 4.5% |
| 金融機関からの債務免除の状況 | 4 | 1.4% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 1.1% | 2 | 9.1% |
| 市場価格の反映 | 1 | 0.4% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.6% | 0 | 0.0% |
| 団体数 | 283 | - | 47 | - | 11 | - | 28 | - | 175 | - | 22 | - |

注) 1. 出典:「地方公共団体における入札実態調査」(財)建設経済研究所

2. 比率 = 回答数 / 集計団体数 (%)

参考資料 2 設計・コンサルタント業者を指名する際の主な審査の重点事項
(複数回答形式)【平成 11 年】

| 契約方式 審査の重点事項 | 業種 | プロポーザル方式(117件) | | | 指名競争入札(403件) | | |
|-------------------------------|----|----------------|------------|------|---------------|------------|------|
| | | 建設コン サルタント | 地質 調査業者 | 測量業者 | 建設コン サルタント | 地質 調査業者 | 測量業者 |
| 類似業務の実績が豊富なこと | | 85% | 55% | 52% | 82% | 82% | 81% |
| 当該業務に関連した実績(関連・継続)があること | | 76% | 51% | 49% | 85% | 80% | 82% |
| 業務の難易度に見合った業者の技術力 | | 86% | 56% | 50% | 74% | 71% | 72% |
| 過去の業務の成績 | | 81% | 54% | 52% | 76% | 75% | 74% |
| 本社・営業所等の所在地などの地域要件 | | 55% | 37% | 32% | 80% | 78% | 75% |
| 技術士の人数 | | 62% | 33% | 25% | 57% | 36% | 24% |
| 発注規模に見合った業者の総合的なランク | | 54% | 37% | 35% | 54% | 52% | 46% |
| 建設省登録業者であること | | 44% | 32% | - | 47% | 46% | - |
| 資本金等の財務状況 | | 32% | 22% | 21% | 27% | 25% | 31% |
| 1級土木・造園施工管理技士等の施工に関する国家資格者の人数 | | 18% | 11% | 5% | 28% | 11% | 8% |
| 過去の業務における技術者個人の実績(又は担当した業務成績) | | 40% | 25% | 20% | 12% | 10% | 11% |
| RCCM(シビルコンサルティングマネージャ)の人数 | | 21% | 8% | 7% | 16% | 10% | 5% |
| 測量士の人数 | | 10% | 6% | 39% | 20% | 8% | 61% |
| 株主、出資者 | | 1% | 1% | 1% | 1% | 0% | 1% |
| 地質調査技士の人数 | | 9% | 34% | 3% | 15% | 51% | 8% |
| ISO9000sの認証を受けていること | | 3% | 3% | 4% | 1% | 1% | 1% |
| ISO14000sの認証を受けていること | | 3% | 2% | 2% | 1% | 1% | 1% |
| 役員等の氏名・経歴 | | 1% | 1% | 3% | 1% | 2% | 9% |
| その他 | | 7% | 5% | 4% | 2% | 2% | 2% |

注) 出典:「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討会 中間とりまとめ」より

回収内訳; 国の機関 20、公団・事業団 8, 都道府県 46、政令市 12、県庁所在市 33、

特別区及び比較的人口の多い市 291

調査期間; 平成 11 年 12 月から平成 12 年 1 月

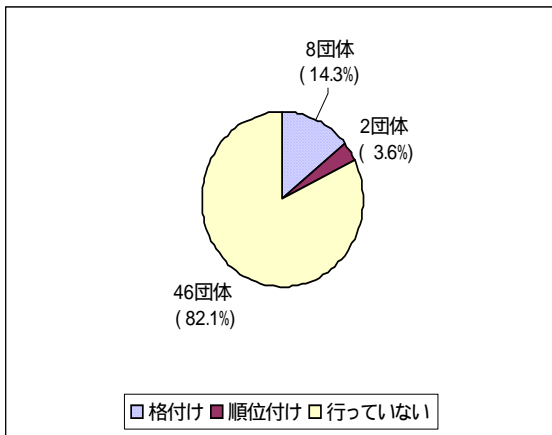
(3) 企業の格付け（等級区分）・順位付け

格付けは 8 団体（14.3%）、順位付けは 2 団体（3.6%）と、限られた団体での実施となった（図表 4・6）。

なお、格付け・順位付けを行う理由としては、「技術や経営力に優れた企業を適正に評価するため」（8 団体）、「業務規模に応じた技術力を有する企業を選定するため」（1 団体）が挙げられている。

また、審査項目としては「技術者数」「年間実績高」「営業年数」等が挙げられている（図表 5）。

図表 4 格付け・順位付け実施状況



図表 5 審査項目（複数回答有）

| 審査項目 | 団体数 |
|--------------------------|-----|
| 技術者数 | 10 |
| 年間実績高 | 9 |
| 営業年数 | 8 |
| 自己資本額等財務状況 | 7 |
| ISO 認証 (9000、14000) の取得 | 6 |
| 指名停止経歴 | 3 |
| 一定期間における業務実績の有無 | 3 |
| 自団体発注事業における実績の有無 | 2 |
| 技術者の資格、優良設計受賞歴等 | 2 |
| 障害者の雇用状況 | 1 |
| 業務成績 | 1 |
| 経営不振 (直近数年間に銀行取引停止になった者) | 0 |
| 納税状況 (滞納者及び未納者) | 0 |
| 賃金不払いの件数 | 0 |
| 女性の雇用状況 | 0 |

図表 6 格付け実施団体

| 格付け実施 | 都道府県 (7) | | | | | |
|------------|----------|-------|-----|-----|-----|--|
| | 宮城県 | 秋田県 | 三重県 | 鳥取県 | 広島県 | |
| | 山口県 | 徳島県*1 | | | | |
| 政令指定都市 (1) | 横浜市 | | | | | |

*1 土木事務所で試行中

注) 順位付けについては、非公表とする。

(4) 価格だけによらない企業選定方式

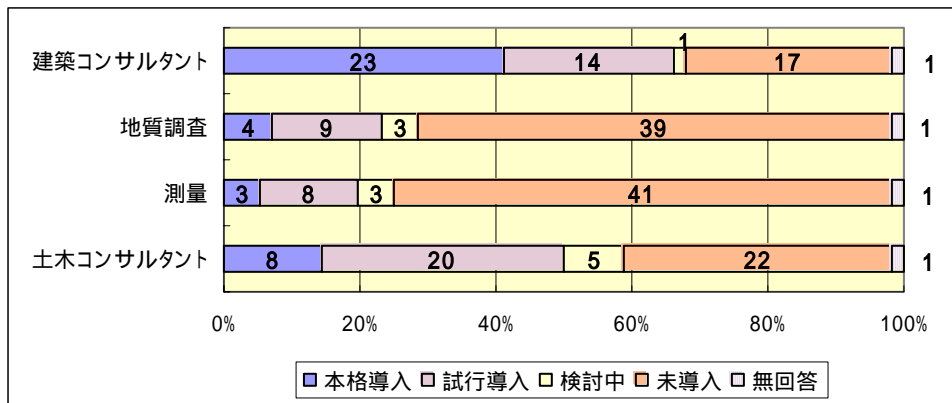
(A) プロポーザル方式導入状況

図表7は、都道府県・政令指定都市におけるプロポーザル方式の導入状況を示している。委託業務の中でも特に「建築コンサルタント」における導入が進んでおり、本格導入23団体(41.1%)、試行導入14団体(25.0%)、次いで「土木コンサルタント」で、本格導入8団体(14.3%)、試行導入20団体(35.7%)となっている。

企業選定時の基準としては、「類似業務の実績(他団体を含む)」、「技術者個人の業務成績・実績」、「過去の業務成績(他団体を含む)」等の企業・技術者の実績と、「手持業務量等の状況」が多く見られる。(図表8)

図表7 プロポーザル方式導入状況

(単位:団体)



図表8 プロポーザル方式による企業選定基準(複数回答有)

(単位:団体)

| | 合計 | 土木CT | 測量 | 地質調査 | 建築CT |
|---------------------------|----|------|----|------|------|
| 類似業務の実績(他団体を含む) | 77 | 25 | 9 | 11 | 32 |
| 技術者個人の業務成績・実績 | 68 | 23 | 10 | 11 | 24 |
| 手持業務量等の状況 | 49 | 17 | 6 | 8 | 18 |
| 過去の業務成績(他団体を含む) | 37 | 12 | 5 | 5 | 15 |
| 建築士の人数 | 35 | 4 | 2 | 3 | 26 |
| 技術士の人数 | 34 | 16 | 3 | 4 | 11 |
| 本店等の所在地など地域要件 | 24 | 4 | 2 | 2 | 16 |
| RCCM(シビルコンサルティングマネージャ)の人数 | 23 | 13 | 2 | 5 | 3 |
| 類似業務の実績(貴団体のみ) | 19 | 7 | 2 | 2 | 8 |
| 資本金等の財務状況 | 14 | 3 | 2 | 3 | 6 |
| 発注規模に見合った企業の総合的なランク | 13 | 3 | 0 | 1 | 9 |
| 測量士の人数 | 12 | 4 | 4 | 2 | 2 |
| 地質調査技士の人数 | 11 | 3 | 1 | 5 | 2 |
| 過去の業務成績(貴団体のみ) | 11 | 2 | 1 | 1 | 7 |
| 当該業務の実施体制 | 8 | 3 | 0 | 1 | 4 |
| 保有する技術職員の状況 | 6 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| ISO9000s認証取得 | 5 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| ISO14000s認証取得 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |

〔プロポーザル方式 具体例〕

建築分野

学校、病院、住宅、警察署、文化施設等の建築設計業務

土木分野

ダム・橋梁・道路整備・立体交差構造物・スケート場・河川改修等の設計・計画、
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針策定、砂防事業中長期計画策定、トンネル地質調査業務、
河川改修計画に資するための氾濫シミュレーション及び温水想定区域図の作成業務、
沿岸漂砂メカニズム解析（総合的な土砂管理ガイドライン策定）、河川改修事後評価

その他

電子入札システム等開発、洪水予測システム開発業務、河川情報配信検討業務、
文化センター等整備事業 P F I 導入可能性調査業務委託

プロポーザル方式をどの分野にも導入していない団体は 11 団体見られ、その理由として最も多かったのは「審査体制を整えられない」(5 団体、45.5%)、「ふさわしい業務が無い」(4 団体、36.4%) となった(図表 9)。

図表 9 プロポーザル方式未導入の理由(複数回答有)

| | 団体数 |
|-----------------------|-----|
| 審査体制を整えられない | 5 |
| プロポーザル方式にふさわしい設計業務がない | 4 |
| 設計工程の余裕が無くなる | 1 |
| 審査委員依頼の予算が確保できない | 1 |
| 実施要領等未策定のため | 1 |

(B) コンペ方式

図表 10 は、都道府県・政令指定都市におけるコンペ方式の導入状況を示している。全体としては「実施要領等未策定で、検討もしていない」団体が多い(29 団体、51.8%)が、本格実施している団体も 9 団体(16.1%)見られる。

図表 10 コンペ方式導入状況

(単位:団体)

| | 合計 | 都道府県 | 政令市 |
|-------------------------|----|------|-----|
| 本格実施(一部部局のみの場合も含む) | 9 | 6 | 3 |
| 試行 | 1 | 1 | 0 |
| 実施要領等のみ策定(一部部局のみの場合も含む) | 2 | 2 | 0 |
| 検討中 | 2 | 0 | 2 |
| 実施要領等未策定で、検討もしていない | 29 | 24 | 5 |
| 必要に応じて実施 | 10 | 8 | 2 |
| 無回答 | 3 | 2 | 1 |

図表 11 コンペ方式導入団体

| 本格実施 | 都道府県 (6) | 北海道 | 宮城県 | 秋田県 | 福島県 | 島根県 |
|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 沖縄県 | | | | |
| 試行 | 政令指定都市(3) | 仙台市 | 横浜市 | 大阪市 | | |
| | 都道府県 (1) | 熊本県 | | | | |
| | 政令指定都市(0) | | | | | |

〔具体例〕

美術館、武道館、体育センター、スタジアム、歴史資料館、産業見本市会館、海洋文化学習施設、
中核的都市公園施設(多目的ドーム)整備可能性調査業務、
都市計画マスタープラン骨格構成策定業務

(C) 資質評価方式（QBS方式）

* 資質評価方式とは、コンペやプロポーザル方式のように設計案や技術提案を設計者に求めず、これまでの実績、経験や代表作品を審査して、最もふさわしい人（設計者、技術者）を選定する方式のことである。

図表 12 は、都道府県・政令指定都市における QBS方式の導入状況を示している。唯一試行導入しているのは群馬県であり、その具体的実施例として「平標山の家整備設計」が挙げられている。

図表 12 資質評価方式（QBS方式）導入状況

| | 団体数 | 団体名 | | |
|--------------------|-----|-----|------|-----|
| 本格実施 | 0 | | | |
| 試行 | 1 | 群馬県 | | |
| 実施要領等のみ策定 | 0 | | | |
| 検討中（一部部局のみでの場合も含む） | 3 | 宮城県 | 大阪府* | 横浜市 |
| 実施要領等未策定で、検討もしていない | 51 | | | |
| 無回答 | 1 | | | |

*土木部で検討中

(D) 各方式による発注実績

図表 13 は価格だけによらない企業選定方式による平成 14 年度の発注実績を示している。建築コンサルタント分野におけるプロポーザル方式が最も多く 206 件、総額 20.7 億円、次いで土木コンサルタント分野におけるプロポーザル方式が 46 件、総額 14.0 億円となっている。コンペ方式は建築コンサルタント分野で 1 件のみ、QBS方式については 1 件も実績がなかった。

またプロポーザル方式の 1 件あたりの平均金額を見ると、建築コンサルタントでは平均 10,087 千円、最小 1,470 千円、最高 65,625 千円であり、土木コンサルタントでは平均 30,535 千円、最小 7,245 千円、最高 150,000 千円となり、コンサルタントの分野では少額物件であってもプロポーザル方式が活用されている実態が明らかになった。

図表 13 各方式による発注実績（平成 14 年度）

| | プロポーザル方式 | | | コンペ方式 | | QBS方式 | |
|-----------|----------|-----------|----------|-------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 総額(千円) | 平均金額(千円) | 件数 | 総額(千円) | 件数 | 総額(千円) |
| 建築コンサルタント | 206 | 2,078,014 | 10,087 | 1 | 23,079 | 0 | 0 |
| 土木コンサルタント | 46 | 1,404,598 | 30,535 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 測量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地質調査 | 1 | 13,125 | 13,125 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(5) 企業の選定・比較について

企業選定時に利用する方法で最も多いのは「競争参加資格審査申請書類記載情報」で、9割内外の団体で利用されている。次いで「内部に独自のデータ保有」(5割弱)や「TECRIS」(2～3割)となっている。「TECRIS」の利用に関しては平成11年調査では全体の4～5%程度の利用(外部データ利用(5～6%)×利用割合(77～78%))であったのが、今回調査では2～3割程度と大幅に増加している。(参考資料3)

図表 14 企業選定時の利用情報(複数回答有)

| | 土木CT | | 測量 | | 地質調査 | | 建築CT | |
|------------------|------|----------|-----|----------|------|----------|------|----------|
| | 団体数 | 割合 | 団体数 | 割合 | 団体数 | 割合 | 団体数 | 割合 |
| 全くない | 0 | (0.0%) | 0 | (0.0%) | 0 | (0.0%) | 0 | (0.0%) |
| 競争参加資格審査申請書類記載情報 | 51 | (91.1%) | 50 | (89.3%) | 50 | (89.3%) | 50 | (89.3%) |
| 内部に独自のデータ保有 | 28 | (50.0%) | 26 | (46.4%) | 25 | (44.6%) | 28 | (50.0%) |
| 外部データ利用 | | | | | | | | |
| TECRIS | 18 | (32.1%) | 14 | (25.0%) | 12 | (21.4%) | 11 | (19.6%) |
| 県等でとりまとめた統一資料 | 3 | (5.4%) | 3 | (5.4%) | 2 | (3.6%) | 2 | (3.6%) |
| その他 | 2 | (3.6%) | 1 | (1.8%) | 1 | (1.8%) | 3 | (5.4%) |
| その他 | 0 | (0.0%) | 0 | (0.0%) | 0 | (0.0%) | 0 | (0.0%) |

参考資料 3 企業選定、比較に関する独自情報の整理・蓄積(410機関)【平成11年】

| 独自情報 | 業種 | 建設コンサルタント | 地質調査業者 | 測量業者 |
|-----------------------------|----|-----------|--------|------|
| 全くない | | 1% | 1% | 1% |
| 競争参加資格審査申請書類に記載された情報のみ | | 77% | 79% | 79% |
| 内部に独自データとして情報をもっている | | 16% | 15% | 15% |
| 外部のデータを利用している | | 6% | 5% | 5% |
| 外部データを利用している場合のデータの出所 | | | | |
| -1 TECRIS(測量調査設計業務実績情報サービス) | | 77% | 78% | 78% |
| -2 県等でとりまとめた統一資料 | | 4% | 4% | 4% |
| -3 その他 | | 19% | 17% | 17% |

注) 1. 出典: 参考資料 2 と同様。

2. TECRISとは、「Technical Consulting Records Information Service(測量調査設計業務実績情報サービス)」の略称で、公共発注機関並びに公益民間企業が発注する公共性の高い事業に関する業務実績情報をデータベース化し、発注機関および企業に対して情報提供を行うものであり、その整備・運営は、財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)が行っている。

(6) 業務完了時の評価

図表 15 は、業務完了時に評価する制度の有無を示している。制度の有無については二分されているが、政令指定都市の方が評価制度設定の割合が高く 69.2%、都道府県は 44.2%となっている。

評価基準については、都道府県、政令指定都市ともに内部基準が最も多い。

図表 15 業務完了時の評価制度の有無

(単位:団体、%)

| | 合計 | | 都道府県 | | 政令市 | |
|-----------|----|----------|------|----------|-----|----------|
| 制度を設けている | 28 | (50.0%) | 19 | (44.2%) | 9 | (69.2%) |
| 内部基準 | 26 | (46.4%) | 17 | (39.5%) | 9 | (69.2%) |
| 外部の統一的基準 | 1 | (1.8%) | 1 | (2.3%) | 0 | (0.0%) |
| その他 | 1 | (1.8%) | 1 | (2.3%) | 0 | (0.0%) |
| 制度を設けていない | 28 | (50.0%) | 24 | (55.8%) | 4 | (30.8%) |
| | 56 | (100.0%) | 43 | (100.0%) | 13 | (100.0%) |

(7) 瑕疵責任及び保険について

(A) 契約約款への瑕疵担保の明記について

図表 16 は、契約約款への瑕疵担保に関する記載の有無を示している。ほとんどの団体が記載されており(52 団体、92.9%)、政令指定都市では全ての団体が記載となっている。

図表 16 契約約款への瑕疵担保の明記の有無

(単位:団体、%)

| | 合計 | | 都道府県 | | 政令市 | |
|---------|----|----------|------|----------|-----|----------|
| 明記している | 52 | (92.9%) | 39 | (90.7%) | 13 | (100.0%) |
| 明記していない | 2 | (3.6%) | 2 | (4.7%) | 0 | (0.0%) |
| 無回答 | 2 | (3.6%) | 2 | (4.7%) | 0 | (0.0%) |
| | 56 | (100.0%) | 43 | (100.0%) | 13 | (100.0%) |

(B) 契約の保証

図表 17 は、受注者の債務不履行に備えて契約の保証を必要としているか否かについて記載している。全体としては約半数の団体で、政令指定都市に限ってみると約 7 割の団体で、契約の保証を必要としている。保証手段については、差は見られない。

また選択肢として設定はしていなかったが、補足情報として完成保証人を求めているとの回答が 2 団体（都道府県 1 団体、政令指定都市 1 団体）で見られた。

図表 17 「契約の保証」必要の有無

(単位:団体、%)

| | 合計 | | 都道府県 | | 政令指定都市 | |
|------------------|----|----------|------|----------|--------|----------|
| | 数 | (%) | 数 | (%) | 数 | (%) |
| 必要 * | 30 | (53.6%) | 21 | (48.8%) | 9 | (69.2%) |
| 契約保証金(現金)の納付 | 29 | (51.8%) | 20 | (46.5%) | 9 | (69.2%) |
| 有価証券等の提供 | 29 | (51.8%) | 20 | (46.5%) | 9 | (69.2%) |
| 金融機関または保証事業会社の保証 | 29 | (51.8%) | 20 | (46.5%) | 9 | (69.2%) |
| 公共工事履行保証証券による保証 | 29 | (51.8%) | 20 | (46.5%) | 9 | (69.2%) |
| 履行保証保険契約の締結 | 29 | (51.8%) | 20 | (46.5%) | 9 | (69.2%) |
| 無回答 | 1 | (1.8%) | 1 | (2.3%) | 0 | (0.0%) |
| 不要 | 26 | (46.4%) | 22 | (51.2%) | 4 | (30.8%) |
| | 56 | (100.0%) | 43 | (100.0%) | 13 | (100.0%) |

*注:一部業務のみの場合や、免除措置がある場合も含む。

(C) 賠償責任保険加入状況の把握

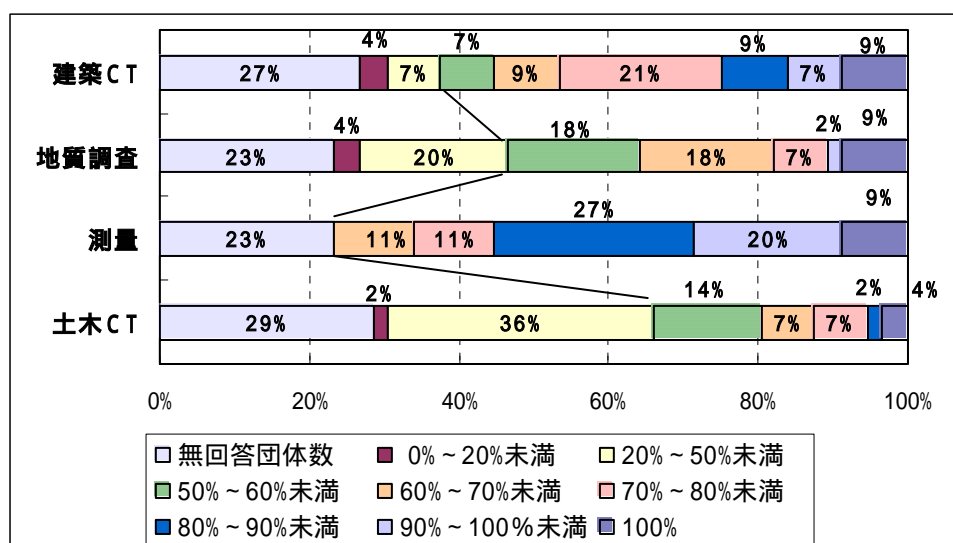
建築設計事務所を対象として、競争参加資格申請時に賠償責任保険加入の有無を把握しているか否か、という設問に関しては、把握している団体は 3 団体のみとなった。把握している団体は、秋田県・茨城県・神戸市である。

(8) 地元企業への発注

図表 18 は委託業務の各分野における地元企業への発注割合（金額ベース）を示している。土木コンサルタント及び地質調査の分野では、他の分野よりもその発注割合は低い。

なお、参考資料 4 は一般土木及び建築における中小企業への発注割合を調査したものである。地元企業と中小企業とは必ずしも一致しないが、委託業務はいずれの分野でも地元企業への発注割合は低めの傾向である。

図表 18 地元企業への発注割合（金額ベース）（平成 14 年度）



注：地元企業とは、地域内へ本店（本社）を有する者を示す。

参考資料 4 一般土木・建築における中小企業への発注割合（金額ベース）（平成 13 年度）

| 一般土木 | | | | 建築 | | | |
|------------|----------------|----------------|---------------|------------|----------------|----------------|---------------|
| | 合計 | 都道府県 | 政令指定都市 | | 合計 | 都道府県 | 政令指定都市 |
| 0%～20%未満 | 1 (2.5%) | 1 (3.2%) | 0 (0.0%) | 0%～20%未満 | 2 (5.3%) | 2 (6.9%) | 0 (0.0%) |
| 20%～50%未満 | 4 (10.0%) | 2 (6.5%) | 2 (22.2%) | 20%～50%未満 | 3 (7.9%) | 3 (10.3%) | 0 (0.0%) |
| 50%～60%未満 | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 50%～60%未満 | 2 (5.3%) | 1 (3.4%) | 1 (11.1%) |
| 60%～70%未満 | 7 (17.5%) | 5 (16.1%) | 2 (22.2%) | 60%～70%未満 | 4 (10.5%) | 2 (6.9%) | 2 (22.2%) |
| 70%～80%未満 | 6 (15.0%) | 6 (19.4%) | 0 (0.0%) | 70%～80%未満 | 7 (18.4%) | 5 (17.2%) | 2 (22.2%) |
| 80%～90%未満 | 15 (37.5%) | 10 (32.3%) | 5 (55.6%) | 80%～90%未満 | 3 (7.9%) | 2 (6.9%) | 1 (11.1%) |
| 90%～100%未満 | 7 (17.5%) | 7 (22.6%) | 0 (0.0%) | 90%～100%未満 | 15 (39.5%) | 12 (41.4%) | 3 (33.3%) |
| 100% | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 100% | 2 (5.3%) | 2 (6.9%) | 0 (0.0%) |
| 平均発注割合 | (74.0%) | (74.8%) | (65.3%) | 平均発注割合 | (72.2%) | (71.2%) | (74.1%) |
| 回答団体数 | 40 | 31 | 9 | 回答団体数 | 38 | 29 | 9 |

注 1．出典：「地方公共団体における入札実態調査」（財）建設経済研究所

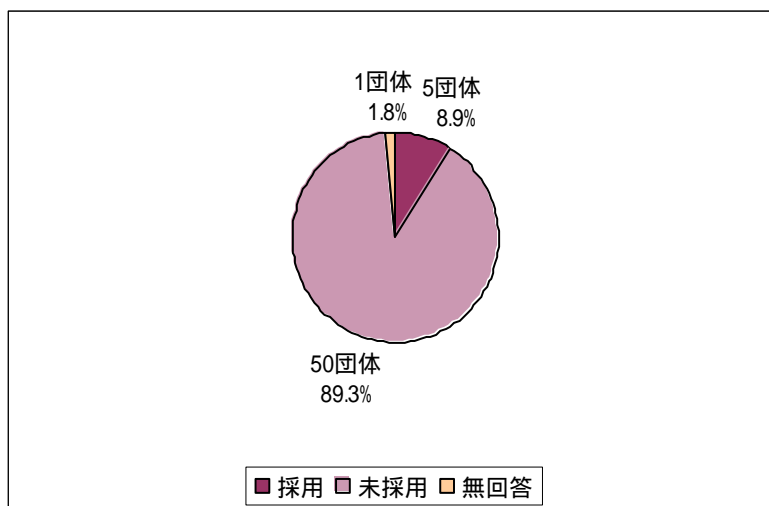
2．比率 = 回答数 / 集計団体数（％）

(9) 最低制限価格制度

委託業務において最低制限価格制度を採用している団体は5団体（8.9%）のみとなった（図表19）。そのうち2団体は平成15年度からの採用となっている。

平成14年度に制度採用のある3団体において、落札価格と最低制限価格が一致した割合は平均で11.5%、3団体各々では0.4%、6.9%、24.8%となった（図表20）。

図表19 最低制限価格制度採用状況



図表20 落札価格と最低制限価格の一致状況（平成14年度）

（単位：件数、%）

| | |
|-----------------------|-------|
| 最低制限価格対象件数（3団体平均） | 1,049 |
| 落札価格と最低制限価格の一致件数（平均） | 121 |
| 平均一致割合（121件 / 1,049件） | 11.5% |

(10) 低入札価格調査制度

委託業務において低入札価格調査制度を採用している団体は10団体(試行2団体を含む)(17.9%)であった。調査対象をWTO政府調達協定対象案件のみとしている団体や、平成15年度から低入札価格調査制度を導入した団体等が多かったため、平成14年度発注において調査対象案件を設定したのは2団体のみであり、その2団体とも調査を実施すべき案件が生じた。しかし調査実施の割合は、各々73.3%、7.8%と差が見られる。なお、失格は生じなかった。

図表 21 低入札価格調査制度採用等状況

| | | | | | |
|------------|------|----------|---|--|--|
| 未採用 | 45団体 | (80.4%) | | | |
| 採用* | 10団体 | (17.9%) | | | |
| 対象設定(02年度) | 2団体 | (3.6%) | → | | |
| 調査実施(02年度) | 2団体 | (3.6%) | | | |
| 失格発生(02年度) | 0団体 | (0.0%) | | | |
| 無回答 | 1団体 | (1.8%) | | | |

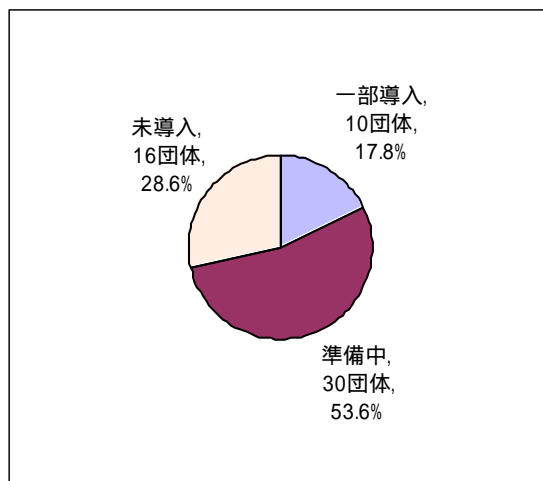
| | 低入制度 対象件数 | 調査実施 | |
|-----|--------------|------|----------|
| | | 件数 | 調査 / 対象 |
| A団体 | 15 | 11 | (73.3%) |
| B団体 | 102 | 8 | (7.8%) |

* 試行2団体を含む

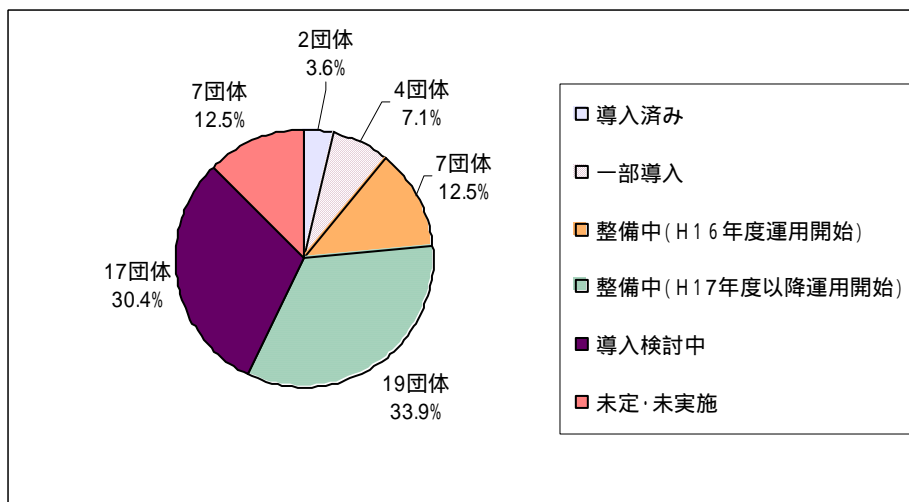
(11) 委託分野への電子納品及び電子入札の導入

委託分野への電子納品の導入状況については、一部導入が 10 団体(試行 1 団体含む) (17.8%) 準備中が 30 団体 (53.6%) となった。電子入札については、(全面的な) 導入は 2 団体 (3.6%) に留まったが、導入済みから整備中までを含めると 32 団体 (57.1%) と半数以上が何らかの取組みを行っている結果となった。

図表 22 電子納品導入状況

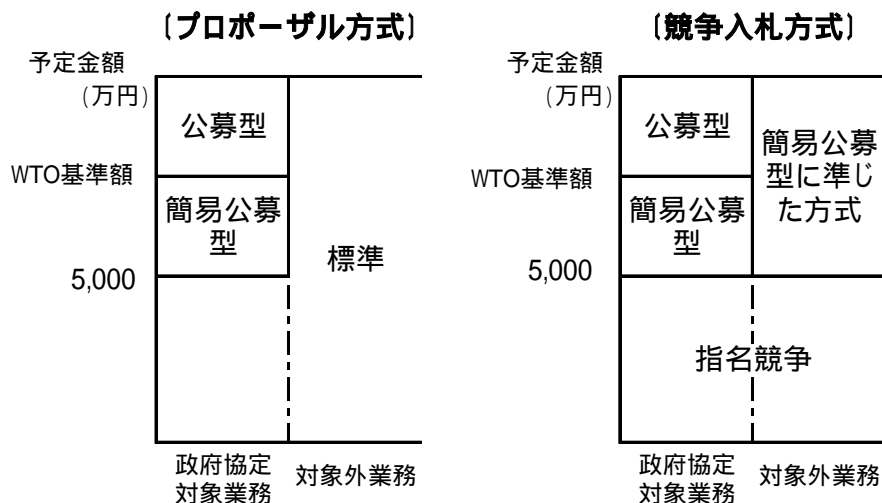


図表 23 電子入札導入状況



***参 考**

(予定価格に応じた手続分類¹⁾)



(補足)²⁾

- WTO政府協定における設計・コンサルタント業務の基準額は、平成14年4月1日～平成16年3月31日までの間は、国と政府関係機関が予定価格6,600万円(45万SDR)以上、都道府県・政令指定都市が2億2,000万円(150万SDR)以上である。
- WTO政府調達協定上は、基準額以上の設計・コンサルティング業務については、原則として、公募型競争入札方式又は公募型プロポーザル方式によることとされている。
- これに対し、例外的に公募型方式によらないことが出来るのは、以下に掲げる場合である。

特許権、著作権等の排他的権利や特殊な技術に係るものや公開コンペ等
WTO政府調達協定で例外的に限定入札によることができるとされている要件(第15条第1項各号)のいずれかに該当する場合。
安全保障、国防、公衆道徳等

(及びは、行動計画上は、.1.本文ただし書きの「安全保障に係る調達並びに緊急を要する場合及び秘密を要する場合等」に該当します。)

独立して調達される実施設計サービス等(WTO政府調達協定付属書 付表4注3)(行動計画上は、.1.(2)ただし書きの「新たなガット政府調達協定におけるわが国のオファーで除外されている定型的な単純業務が単独で発注される場合」に該当する。)

適用除外となる「独立して調達される実施設計サービス等」とは、具体的には

- ア)建築工事、土木工事等に於ける最終設計(いわゆる実施設計又は詳細設計)
- イ)建設及び設置工事段階に於けるエンジニアリング業務(いわゆる現場技術業務委託、設計監理業務)

である。

¹ 「工事契約実務要覧 平成15年度版」(監修/国土交通省大臣官房地方課)

² 「WTO政府調達協定・行動計画の解説」(監修/建設省建設経済局建設業課)参照